

日事連が建築士事務所法制定を要望

自民党の建築設計議員連盟が20日に開いた総会で、日本建築士事務所協会連合会が（仮称）建築士事務所法を説明し、制定を要望した。日事連首脳のほか、日本建築士事務所政経研究会や単位事務所協会会長、国土交通省も出席。出された意見を受けて、額賀福志郎同議連会長が「勉強会を設け、政治家として関係団体からもヒアリングし、現場から話を聞いた上で、まとめていくよう努力していきたい」と引き取った。

日事連からは三栖邦博会長が、建築は社会的・公共的価値を持つことなどに触れながら「社会的責任がある施主と建築士事務所は、果たすべき社会的役割を認識し、その役割を果たしてい

かなければならない。建築士事務所法はそのために必要不可欠であり、議連の尽力をお願いしたい」と要望した＝写真。

その上で、八島英孝日事政研会長・日事連副会長が、▷建築士事務所という言葉を理解、覚えてほしい▷現在は、技術法としての建築基準法、資格法としての建築士法はあるが、業務法がない▷建築士事務所の業態は多様・雑多だが、トラブルはある種のパターンに集中して発生している。しかし、それを規制する法律が整備されていない▷現行建築士法の第6章をベースに、新たに10項目を付け加えて独立した法律としたい——と4項目に整理して日事



連が考える建築士事務所法を説明、制定を要望した。

また、渡海紀三朗衆院議員から「議員立法となった場合、国土交通省はどう考えるか」との問いに、国交省の井上俊之住宅局長が「工務店関係も含めた関連団体の意見調整をしていただきたい」と答えた。

自民党建築設計議員連盟総会

2013.2.21 建設通信